

平成23年度第2回

小金井市介護保険運営協議会（全体会）

（平成23年度第7回介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会）

会議録

と き 平成23年11月15日（火）

ところ 前原暫定集会施設 A会議室

平成23年度第2回小金井市介護保険運営協議会会議録

(平成23年度第7回介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会)

日 時 平成23年11月15日(火)

場 所 前原暫定集会施設 A会議室

出席者 <委員>

市川一宏	畠山重信	浜本隆三
中里成子	高田富美子	伊藤謙一郎
大鳥龍男	富阪誼之	恩田美代子
相原淑郎	鈴木由香	川畑美和子
鴨下義	増田和貴	竹内實
藤井律治	梶原仁臣	

<保険者>

福祉保健部長	佐久間育子
介護福祉課長	高橋美月
介護福祉課長補佐	上石記彦
高齢福祉係長	本多英雄
認定係長	樋口里美
介護保険係主任	岡本正信
包括支援係長	本木典子

<コンサルタント>

(株) ジャパンインターナショナル総合研究所

井口孝雄 國分俊憲

欠席者 <委員>

篠田昭彦 山岡聡文 上原啓志

傍聴者 0名

議 題 (1) 平成22年度小金井市介護保険特別会計決算について
(2) 第5期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画について
(3) その他

開 会 午後 2 時 0 0 分

(介護福祉課長) お時間となりましたので、ただいまより平成23年度第2回小金井市介護保険運営協議会を開催させていただきます。また、本日につきましては、第7回の介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会も兼ねさせていただきます。

本日の会議開催に当たりまして、上原委員、山岡委員よりご欠席のご連絡をいただいております。また、篠田委員ですが、お仕事の都合で本日はご参加いただけるかどうかわからないということで、時間があえば途中からおくられて参加をしたいというご連絡をいただいております。

新任委員紹介 (介護福祉課長) 今回、第2回の運営協議会なんですが、今年の4月、異動の関係で新任委員になった方で、本日がこの会議に初めての参加の委員の方をご紹介します。

梶原仁臣委員です。梶原委員は湯山委員にかわり、医療分野の枠で、地域包括支援センターの運営に関する専門委員会の委員も兼ねていただきます。

藤井律治委員です。藤井委員は三浦委員にかわり、指定居宅サービス事業所の枠で、地域密着型サービスの運営に関する専門委員会の委員を兼ねていただきます。

それでは、一言自己紹介をいただければと思いますので、梶原委員からお願いいたします。

(梶原委員) 初めまして。前回参加できなくて申しわけなかったです。小金井市で小金井橋歯科医院を開業しておりまして、少なからずも医療連携などもしっかりやっていきたいと思いますので、これからもよろしく願います。

(藤井委員) 桜町高齢者在宅サービスセンター長の藤井律治と申します。どうぞよろしく願います。9月末まで小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターのセンター長をしておりました。居宅のサービスの枠ということで、一生懸命やりたいと思いますので、よろしく願います。

(介護福祉課長) ここで、繰り返しになりますが、事務局のほうからお願いがございます。会議録の作成に関しまして、事務局によるICレコーダーの録音方式となっておりますので、大変ご面倒ですが、ご発言の際には、毎回ご自身のお名前を先におっしゃってからお願いいたします。

それでは、市川会長、よろしく願いいたします。

(会長) 皆さん、こんにちは。お忙しい中、ありがとうございます。

それぞれの区市でも計画ができ上がりつつありまして、小金井もここまでたどり着いてまいりました。皆様のご意見を入れながら、やはり小金井として誇りを持てる計画をつくりたいと思いますので、忌憚のないご意見をいただき、そしてそれをまとめていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉保健部長あいさつ (福祉保健部長) 改めまして、皆様、こんにちは。福祉保健部長の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、お忙しい中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから、委員の方々には、福祉行政に多大なご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

早速でございますけれども、本年4月27日付けで着任をいたしました本市の小金井市長でございます。本年の11月12日付けをもちまして退任をいたしましたことをこの場でご報告をさせていただきます。

本来であれば、副市長が市長の職務代理を務めるわけでございますけれども、副市長も空席のままということでございますので、市長不在の間は企画財政部長の上原が職務代理を務めさせていただくことになってございます。12月18日が市長選挙の日でございますので、その日まで職務代理者の職務期間ということで企画財政部長が務めさせていただきます。

さて、介護保険運営協議会につきましては、平成23年度に入りまして、本日で第2回目を迎えるわけでございますけれども、東日本大震災の影響もあり、介護報酬改定に関する国の審議が遅れたことによりまして、詳細が未だ示されていない状況でございます。保健福祉総合計画における介護保険分野の計画に支障を来している状況でございます。

先週の11日に開催されました高齢者介護保険担当課長会における東京都の説明では、介護報酬改定の詳細につきましては来年の1月中旬ごろに示される予定であり、東京都といたしましても、国に対して、各区市町自治体の要望を尊重してほしいと伝えたとの報告がございました。

なお、昨日開催されました厚生文教委員会、市の委員会でございますが、

やはり介護報酬改定が示される時期につきましての質疑がございまして、本計画のパブリックコメントが24年1月4日から2月3日までとなつてございまして、その関係から報酬改定の内容を市民の方々にお知らせをし、ご意見をいただく、その方法を検討しないかと、そのようなご提案をいただいたところでございます。この件に関しましては介護福祉課におきまして早急に検討することといたします。

したがいまして、本日は高齢者福祉の計画の素案をお示しいたしますので、委員の皆様からご意見を賜りたいと存じます。

今後のスケジュールの詳細につきましては、後ほど介護福祉課長のほうからご説明を申し上げます。

このような状況で、今年度は非常にタイトなスケジュールでございますけれども、実効性のある計画を、皆様のお知恵をお借りしながら作り上げていきたいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

では、連絡事項を事務局からお願いします。

配付資料の確認 (介護福祉課長補佐) 配布資料の確認をお願いいたします。

資料1、2、3は、事前に郵送いたしました。お持ちでない方は用意がございましてお申し出いただきたいと思っております。

資料2については、こちらの不手際で失礼いたしました。回収すると連絡いたしましたので、本日お持ちの方は、お帰りの際に机の上に置いておいてください。

それから、本日配付は、スケジュール表を置かせていただきました。スケジュールについては後ほど説明をいたします。

あと、計画策定委員ではない方には、アンケート集計の結果報告書、高齢者福祉のしおり、小金井しあわせプランの抜粋をお配りしております。

また、地域包括支援センターの運営に関する専門委員会の委員の方には、来週行われます開催通知と配付資料を置かせていただいておりますので、お持ち帰りください。

配付資料の説明については以上です。

(会長) ご質問ありますか。

では、質問ないようでしたら、本日の議題に入ります。

議 題 (会長) 議題 1、平成22年度小金井市介護保険特別会計決算について、事務局、説明をお願いします。

(介護福祉課長) それでは、平成22年度介護保険特別会計の決算についてご説明をさせていただきます。

ご説明につきましては、事前配付をさせていただいた資料 2 を用いて、歳入については保険料、歳出については保険給付費、それとあわせまして介護給付費準備基金の 3 点に絞って説明をさせていただきます。

初めに、決算の概要でございますが、資料 2 の 5 ページ、平成22年度決算歳入歳出構成表、円グラフのページです。こちらのほうをお開きください。

歳入の決算額ですが、上の円グラフの真ん中をごらんください。56億7,408万2,239円、前年度対比5.3%の増になります。歳出決算額、下の円グラフの中心になります。55億9,603万3,856円、こちらは前年度対比5.5%の増でございます。この歳入歳出の決算額の差引額7,804万8,383円につきましては、翌年度、平成23年度への繰越金となっております。

14ページをお開きください。14ページの一番上、1、第 1 号被保険者の表をごらんください。平成22年度末の第 1 号被保険者数は 2 万1,588人、要介護(要支援)認定者数はその次の表ですけれども、こちらは3,980人でございます。平成21年度末より第 1 号被保険者数で190人、要介護(要支援)認定者数で167人増加してございます。

それでは、説明をわかりやすくするために、先に歳出のほうから説明をさせていただきます。再び 5 ページをお開きください。下の円グラフで、全体の91.4%を占めている保険給付費についてです。支出済額の合計が51億1,971万6,586円でございます。こちらは前年度比6.2%の増になっています。要介護認定者の増加によるサービス利用の増加が主な理由となっています。このうち、伸び率の高かったサービスといたしましては、訪問リハビリテーションが前年度対比36.4%の増、通所介護サービス、前年度対比15.8%増などがございます。この保険給付費の各種サービスの詳細につきましては、同じ資料の20ページから25ページに詳細を掲載しておりますので、こちらは後ほどごらんください。

それでは、お手元、机前にお配りしている第 4 期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の81ページをごらんください。真ん中の表の一番下

の段、平成22年度の標準給付費見込額の欄をごらんください。平成22年度につきましては54億6,475万6,032円という給付費の見込みを立て計画値として持っておりました。これに対して、先ほどの22年度の保険給付費の決算額の割合は93.6%に当たります。21年度が90.1%でしたので、3.5ポイント増、つまり、より実績値が計画値に近づいているという状態でございます。

計画を立てたときの標準給付費見込額と決算額との差が約3億4,500万程度になりますが、こちらの内訳として、大きなものとしては、1つ目が、有料老人ホームの施設整備を見込んでおりました、給付の増を想定していましたが、実際にはそれほどの伸びがなかったというものが9,400万円程度、2つ目として、21年度開設予定だったグループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の開設が、実際には平成22年11月へ延びたことによりまして、実際の給付の支出が減ったこと、これが約1億円、3つ目に、介護保険施設サービスの利用が見込みより少なかったこと、これが約1億円となりまして、合わせますと約2億9,400万円になります。

先ほどお話をした決算額と計画値の見込額との差が約3億4,500万で大体大きなものというのはこの3つだと考えております。

この歳出の財源につきましては、介護保険の便利帳をお手元に置かせていただいているかと思いますが、こちらの6ページの上段のほうに介護保険の財源についての記載があります。保険給付費につきましては、国と都と市、また、皆様からいただいている介護保険料等から成り立っているところでございます。先ほどの歳出の保険給付費の財源、負担額の詳細につきましては、資料2の18、19ページの(2)の表にお載せしておりますので、そちらにつきましても後ほどご確認ください。

また、同じく資料2の10ページ、11ページには、歳出の款ごとの財源内訳を載せておりますので、こちらのほうについてもご参照いただければと思います。

ほかの歳出の科目の説明については省略をさせていただきます。

歳出、トータルについては、予算現額が57億2,510万4,000円に対して、支出済額が55億9,603万3,856円で、不用額が1億2,907万144円となっております。執行率は、予算現額に対するものですが97.7%でございました。

次に、歳入の介護保険料に当たる部分の説明をさせていただきます。資料

2の6ページ、7ページをごらんください。6ページ、7ページの1行目、款1の保険料でございます。6ページの右寄りの収入済額欄にあります収入率（対予算現額）につきましては、比率が100.1%、同じく収入率（対調定額）については97.3%でした。こちらの収入率というのは還付未済額を含んだものでございます。

還付未済額を差し引いた純収入額に対する収入率は、恐れ入ります、16ページ、17ページをお開きください。すみません、ちょっとページのほうがか切れているようなところがあるんですけども、16ページ、17ページの上の表、（2）の保険料収納状況をごらんください。一番上の行が区分となってAから始まっているんですが、A、B、Cと続く中のI欄をごらんください。Iの収納率という欄になります。こちらの表の一番下に合計として、収納率合計欄が97.0%になっています。こちらの内訳としては、その上のところですが、年金天引きと言われている特別徴収のほうは、当然年金からの天引きなので収納率が100%になっております。普通徴収につきましては90.5%、滞納繰越分において16.3%の収納率でした。当初予算時の見込みにつきましても全体で97.0%を想定しておりましたので、見込みと同じ収納率を確保できた状況でございます。

また、少し右、隣の欄に行っていただいて、前年度の純収入に対する収納率の欄をごらんください。こちらにつきましても合計の欄が97.0%ですので、こちらも前年度の収納率は確保した結果が出ております。ちなみに22年度における26市の平均収納率は全体で95.5%でした。当市のポイントが97.0%でしたので、1.5ポイントほど上回っており、26市中上位3番目の収納率になっております。

次に、同じ表のF欄の不納欠損額をごらんください。784万4,300円で、滞納繰越分266人、件数に直しますと1,516件で、全額時効が来たことによるものでございます。時効につきましては、法律の規定により2年となっております。

次に、6ページ、7ページをお開きください。ほかの歳入の科目につきましては省略をさせていただきますが、一番下の歳入の合計欄をごらんください。歳入につきましては、予算現額が57億2,510万4,000円に対しまして、収入済額56億7,408万2,239円で、予算現額に対する比率は99.1%、予算現額に

対する増減は5,102万1,761円減となるものでございます。

最後に、介護給付費準備基金の状況についてご説明をさせていただきます。資料2の31ページをお開きください。一番最後のページになります。上の12の(1)単年度収支額と累積収支額の表をごらんください。昨年度末で、31ページの表の真ん中辺に当たります介護給付費準備基金年度末残高⑥の欄をごらんください。こちらにございますとおり、平成22年度末の基金の残高ですが4億4,370万7,224円でございます。こちらにつきましては、今年度、平成23年度の当初予算で1億9,800万程度を取り崩す予定がでございます。そのため、計算上では第5期の始まる平成24年度の当初には約2億4,000万円が残る予定でございます。こちらの基金につきましては、介護保険料がその年の介護給付費等の支出した後で余った場合にこちらの基金に積み立てておく、ある種貯金のようなものですが、第4期と言われている平成21年度から23年度までにつきましては、この基金を3年間でほぼ全額使うという予定で、今の基準の3,600円という月額介護保険料の額を決めているところです。先ほどお話ししたとおり、本来であればほぼ全額使うということで考えておりましたが、今の予定では、2億4,000万程度、今年度末に残るのではないかと考えているところでございます。

以上、大変雑駁で申しわけございませんが、22年度の介護保険特別会計の決算の説明とさせていただきます。

大分ポイントを絞らせていただいたことと、事前にお配りしたときに、資料2の1ページから4ページのほうに全体的な決算の概要は載せさせていただいていますので、現状でご質問があればいただいて、なかなか内容的に難しいということでしたら、3回目の会議のときでも構いませんので、ご意見、ご質問いただければと思います。

以上です。

(会長) ご質問あるでしょうか。ご意見も含めてお願いいたします。

(浜本委員) 3ページの④の地域支援事業費、対前年度比が6.3%増、大変結構なことなんですが、6.3%増えた中身と申しますか、満遍なく増えたのか、それとも、この中の地域支援事業費のうちの何か特別な事業で6.3%に増えたんでしょうか。それが1つと、それから、4ページの⑤の最後のほうの、介護給付費準備基金の平成22年度末現在高は4億4,370万というふうに出てい

るんですが、この数字は、ちょっと、私、基準がよくわからないんですが、多いと言えるのか、少ないと言えるのか、順当な金額なのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、⑥の最後のほうになりますけれども、被保険者・利用者の適正な負担及び介護費用のなお一層の適正化が求められると、この適正化というのは不正請求か何かのことを意味しているのでしょうか。その辺のところを教えてくださいと思います。

(会長) 1番は、3ページの④、6.3%増の理由ということですね。

(介護福祉課長) 1点目、地域支援事業の増額分ですけれども、これだと思ふようなものは上がってきませんので、全般的なものです。

2点目が、介護給付費準備基金の年度末の現在高が適正かどうかというご質問でした。準備基金につきましては、第4期の計画を組む当初、基本的な介護保険の制度の考え方として、例えば、第4期の3年間に対して、3年が終わったときに見込んだ給付費と、それに必要な保険料を見込んで保険料を決めるわけですから、それがプラス・マイナス・ゼロとなるのが一番望ましい姿だと言われております。ですので、介護保険開始をしてもう12年という形ですが、今までは制度の周知が十分でなかったせいなのか、もしくは元気な高齢者の方が多かったせいなのか、給付費の見込みに対して実際に支出をする額というのは少なかった状況があり、各市余った保険料については基金に積み立ててきた経過がございます。

ただ、第4期につきましてはその額が大きくなり過ぎているのではないかとということがあって、国のほうではできるだけ、ゼロに近いとは言わないですけれども、各市状況に応じた額を基金からお金をおろして、それによって介護保険料を抑えることも必要だというような指導が入ったと聞いておりますので、適正かどうかというところにおきましては、ちょっといいお答えができませんが、昨年12月に第2回の介護保険運営協議会を行ったときに、各市の保険給付費準備基金の一覧を資料としてお出ししています。

一応、今年度についても、まだちょっと詳細の確認が済んでいないので本日お示しすることは控えさせていただきますが、22年度末の基金の残高、第1号被保険者1人当たりの基金として計算をしてみたものがございます。一番高いところで1人当たり2万9,189円の金額を22年度末に持っているところ

ろがある。小金井市はちなみに22年度末では2万553円という基金を持っている状況になっています。一番低いところはといいますと、26市中、第1号被保険者1人当たりの基金の残額がゼロという市がありました。

ですので、基金の残高の状況は多分まちまちですし、23年度末にどのような状況になっているか、もしかしたら、また余って積み立てることができるかもしれませんし、もしくは、うちのように、引き出す予定があるというような形になっておりますので、そのような形でお答えさせていただきたいと思います。

被保険者・利用者の適正な負担及び介護費用のなお一層の適正化が求められるというお話で、先ほどお話があったとおりに、不正というか、制度に合わないような形で間違えて請求というものは当然ございまして、それは随時発見された段階で是正をしていただいているところです。また、介護保険の制度につきましては、それぞれの該当者の方に適切なサービスの量を給付するというのもとても大事なことでされています。

(会長) よろしいでしょうか。

(浜本委員) ちょっと最後のに関連しているんですが、2ページの④の最後のほうに、実地指導事務事業に要する経費を市町村に補助金を出すということで、対前年度比、前年度はなかったと思うんですが、12万6,000円入っていますが、これは都道府県から市町村におりてきた権限で、新たに査察・指導なり何なりをやるという費用なんでしょうか。極めて金額が少ないのでこれで何ができるという金額なんですが。

(会長) 実地指導事務事業に関する経費ですか。

(浜本委員) 12万6,000円、極めてゼロに近いんですけども。

(介護保険係主任) こちらについては、昨年度まで東京都の補助金がついていた事業なんですけれども、市町村が介護保険事業所に実地指導に入る際に、東京都が事業を委託している受託法人というものがあまして、その法人の専門職の人と事業所に実地指導に入ると。その際、1件当たり6万3,000円の費用がかかるんですけども、そのうちの2分の1を東京都が補助しますよという事業になっております。

小金井市も地域密着型サービスにつきましては、平成18年の創設のときから市町村に指定や指導の権限がありますが、今まで、市側の人員体制の問題

や地域密着型サービスの実地指導のやり方等を検討していた時期がございまして、昨年度あたりから本格的に実地指導を始めさせていただいたところで、昨年度については補助事業のほうは使えたということで、歳入が上がっておりますが、平成23年度から、東京都のこの補助事業がなくなっておりますので、歳入についてはありませんが、市としては引き続き実地指導は今現在も行っているような状況です。

以上です。

(会長) よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

(大鳥委員) 資料2の2ページから3ページの文言について確認をしたいんですが、1点目は、基金の繰入金が1億2,990万円、これの内容はここに書かれているとおりでと思うんですけども、要するに、全額を介護給付費に充当したということになるんですか、この文言は、2ページのところでは、基金の繰入金1億2,990万円だった、そこから介護料の増額分が急激にならないようにということで1,529万8,000円取り崩しを行ったということが書いてあるんですが、その次に、また全額を介護給付費に充当したと書いてあるんですね。これは結論としては全額を介護給付費に充当したということなんでしょうか。

それから、ちょっと聞きづらかったんですが、一番下のところ、3ページの上から8行目ぐらい、翌年度に予算計上の上、基金に積み立てるという額が、先ほど説明のあった2億4,000万になるのかどうか。

(会長) いかがでしょうか。説明の問題ですね、⑥の。

(介護保険係主任) ⑥のところですか。基金繰入金全体としては1億2,990万ということで、前年度対比62.1%の増です。

先ほど、大鳥委員のご質問で、全額を充当と謳っているところについては、介護従事者処遇改善臨時特例基金となっております。介護給付費準備基金とは別の基金となっております。この基金は何かといいますと、第4期事業計画を始めるに当たって、国が介護従事者の処遇があまりにも悪いということで、処遇改善のために介護報酬を平均3%アップさせた。介護報酬をアップすると、それがそのまま保険料の上昇に跳ね返ってしまうということで、上昇を緩和するために交付金を各市町村に配っております。その交付金は第

4期中に取り崩すことになっておりまして、取り崩しについては、小金井市では、平成21年度に基金の3分の2、平成22年度に残りの3分の1を取り崩して全額取り崩す計画となっておりますので、平成22年において、その基金、全額を介護給付費に充てさせていただいたところです。

介護給付費準備基金については、後ろのほうに1億1,460万2,000円を取り崩しましたと記載させていただいております。その後の、34万1,000円が繰り入れ超過となって、その超過額については、翌年度に予算計上の上、基金に積み立てをしますと記載しています。超過の要因は、5月31日に出納閉鎖が行われますが、基金取崩しから5月31までの間に、いただいた保険料や死亡とか転出とかの影響で保険料を返さなきゃいけないケースもあり、5月31日までは金額がはっきりしません。5月31日が終わった時点で全部を整理して計算したところ、34万1,000円が介護保険の財布の中に余ったというところで、それを23年度に繰り越して基金に積み立てを行いますという説明です。それを積むと、31ページのところの、先ほど課長のほうから説明させていただいた、年度末残高⑥については、23年3月31日現在の金額となっております。その下の34万500円というのが、先ほどの文章の説明の中にあつた、5月31日時点で計算をしたところ、34万500円がさらに基金に積むべきお金として残ったということで、平成23年、今現在の金額としては4億4,404万7,724円、基金の中にあるということになっております。

以上です。

(大鳥委員) わかりました。

(会長) いかがでしょうか。

なお、繰越金については色々な議論がございまして、要するに、サービスを利用できなかったんではないかとか、利用支援が不十分じゃなかったかという面と、ある意味で、こちらがもっと利用するだろうという数値として見込んだものとか、予防の効果があつたとか、さまざまの要因がありますので、これにつきましては、それぞれの視点からチェックをしていくことが私は必要だというふうに思っております。

あと、いかがでしょうか。

(中里委員) 16ページの保険料の収納状況ですが、不納欠損額784万4,300円ということですがけれども、これは大体ほかの市と比べてもこのくらいの欠損

というのが出るものなんですか。

(介護福祉課長) すみません。他市の状況というのを把握していないところなんですけど、やはり先ほどお話ししたとおり、この部分というのは2年間で介護保険料というのは時効が来ます。ですので、やはり経済状況等、今厳しくなっておりますので、他市でもそれなりに時効を迎えて欠損になる部分というのは出ていると思います。

ただ、ほかの税金等と違うところは、やはり介護保険の制度につきましては、その分は、2年間で介護保険料を払わなくてよくなったみたいに見えますけれども、実際にはご自身が介護が必要となった際、通常であれば1割負担で介護のサービスが受けられるようになっておりますが、その1割負担について、例えば、滞納した期間であるとか、欠損してしまった、時効になってしまった期間等、いろいろ制度的に細かい規定はあるんですが、例としては、まず一旦10割を支払い、手続をした後に、後ほど9割を返してもらうというふうな、ある種、ペナルティーのような状況がございますので、滞納されている方にはそこも十分ご説明をしながら、分納等のご相談に応じるような形で、できるだけ不納欠損、時効にならないような形で納付のご協力をお願いしているということでございます。

(会長) よろしいでしょうか。

(大鳥委員) 関連なんですけれども、不納欠損がそれぐらいあるということなんですけれども、ここは普通徴収ですよ。それで、大体どういう原因が多いのか、生活困窮者なのか、滞納している状況は。もし生活困窮者である場合に、介護が必要になった段階で、10割を、利用料金を負担するというのも、これもまた大変なことなんですけれども、その辺の保険者の経済状況はどういう状況なんですか。

(介護福祉課長) 実際に連絡をとって、そういうような生活の困窮の状況がある方もいらっしゃいます。ただ、市のほうでも介護保険料の減免制度というものを持っておりまして、ただ、介護保険の考え方として全額免除というのは基本的にはございません。今回、災害があった関係で、被災の程度によっては一定に認められている部分もありますが、現状では生活困窮の場合によっても、半額程度の減免です。さまざまな理由があるかと思いますが、滞納されている方につきましては、先ほどのようなペナルティーのお話

等も重々説明をさせていただいています。ただ、そのときに実際に介護が必要がない方の場合に、保険料を払っても、何も今見返りがないからというようなお話は聞いたことがございます。

ただ、確かに苦しい状況で払うことができないという方には、先ほどお話ししたとおりに、分納等をお勧めして、滞納することによる、もしくは時効になってしまうことによるデメリットというのを十分説明をさせていただくようにしているところでございます。

(会長) この場合は、個々のケースで違いがあるようです。特別徴収じゃなくて普通徴収の場合、本人が支払わないというときに、どれだけの強制力を持つのかというのは甚だ不明確であります。そういうときに、介護保険自体はお互いに支え合っていくという、そういう理論で進められているわけで、かからない人も払うという形で、かかる人を補っていくという仕組みを理解していただけない場合は難しいというふうに思っております。

また、一方で、ペナルティーがあるということをお伝えしていれば、本人にとってみれば危機的なんですけれども、それさえ出しにくいという場合もあったりする。そこら辺は、行政がもう少し検討していただいて、本当に介護が必要な場合に介護が受けられないことがないように、少なくともしていただくことが必要だというふうに思います。

(島山委員) 資料2の1ページ、4段目に、「はじめに」という言葉に続いて、第1号被保険者数が2万1,588人、これはよく理解しました。7段目「次に」では、要介護(要支援)認定者数は3,980人とありますけれども、この認定者数のうちに給付を受けている人、実際に介護を受けている人の人数はどのぐらいいるのかということが1点と、その次の2ページ目の③の「支払基金交付金は」と出てきますけれども、その中に、第2号被保険者の保険料とありますけれども、第2号被保険者数は何名いらっしゃるのかを知りたいんですけれども。

(会長) 確認です。あと、質問ある方、挙げてください。

では、最後の質問として、どうぞ。

決算数値はすぐ出ませんか。

(介護福祉課長) 1問目のサービス利用者の数ということですがけれども、毎月動くものですから、今手元に資料がございませんので、次回までもしご

用意できるようでしたら提出を考えさせていただきますが、毎月変動しているようなことがございますので、出せるかどうかを含めて持ち帰らせてください。申しわけございません。

もう一点は…。

(会長) 第2号被保険者の数、よろしいですね、畠山委員。

(畠山委員) はい。

(介護福祉課長) すみません。ちょっとお時間いただきます。

(会長) それと、先ほどの利用の部分、通算じゃなくて、ある時期で限ってもいいですよ。それで、今の段階ではそれしかお伝えできないということ。

よろしければ、もう一つの議題に行って、途中から、数値がもしも把握できるようだったら、その数値を出していただくということでよろしいでしょうか。

では、第5期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画、お願いします。

これは事務局及びコンサルですか。最初、コンサルをお願いします。

(井口) ジャパン総研、井口でございます。

それでは、15分ほどお時間いただいておりますので、内容のご説明は、概要があるかと思いますが、ご確認をいただければと思います。

まず、表紙をあけていただきますと、目次が見開きでごらんいただけます。

あけていただきますと、1ページ、2ページ、見開きで目次がございます。どういう構成になっているかということ、章のところをごらんいただければと思いますが、第1章が計画の策定にあたってということで、総論部分でございます。第2章が高齢者をとりまく現状と課題ということで、数値的なもの、アンケート調査からみた課題ということ、第2章でまとめさせていただいております。第3章で計画の基本理念と基本施策ということでまとめさせていただいております。この第3章の第3節、右側のページの上から3行目ですが、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画施策の体系ということで、本事業計画の体系図を29ページに載せさせていただいております。

今申し上げたところまでは前回の策定委員会においてお示しさせていただきました。まして、大方のご了解をいただいたということでございます。

引き続き、今回の会議で出させていただいたのが、右側のページの4行目でございます、第4章の高齢者保健福祉施策の展開、30ページからでございます。ずっと下にまいりまして、真ん中あたりに第5章、介護保険事業計画とございますが、これは会長様はじめ事務局のご説明のとおり、現状ではちょっとお示しできない部分がございます、目次だけになっております。第6章の計画の推進というところは載せさせていただいております。

資料編につきましても、まだこれからどういうものを載せるかということを含めて資料編としてまとめたいということでございます。

あらかじめお断りといえますか、変更点をお話しさせていただきますが、前回お配りした中で変更した箇所が何カ所かございます。まず、6ページをごらんいただけますでしょうか。図表-1と図表-2でございますが、平成23年10月1日の数字が出ましたので、それをもとに実績と推計をさせていただいております。それから、7ページの人口ピラミッドでございますが、これも23年10月現在のピラミッドとなっております。7ページの下の高齢者人口の推移におきましても、23年10月1日現在の数値を実績として見まして、24年以降の推計値を出させていただいております。

それから、8ページの上の図表-5でございますが、これは平成22年の国勢調査の結果が出ましたので、それによりまして小金井市と全国の数値を入れさせていただきました。

それから、ずっと飛ばしていただきまして、27ページでございます。第3章 計画の基本理念と基本施策でございますが、この一番下、視点というところがございます。この視点を変更させていただきました。①から⑤までございますが、これは第5期の計画に当たりまして、地域包括ケアの推進ということでのポイントとなっている5つでございます。それを視点として入れさせていただきました。

それから、29ページをごらんいただけますでしょうか。これが全体の体系図となっております。左側に、誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちということで、これは長期総合計画の目指す将来像というか、目指す姿になっていまして、その中の基本施策として3つ挙げさせていただいております。右側の1、2、3までが3つでございますが、これが基本施策でございます。下に、4、介護保険事業計画となっております。それから、5番に計画の推進

とございますが、これは1から4までの基本施策を推進するに当たっての必要なことをまとめさせていただいております。

これが全体の構成になっておりまして、若干、前回の追加訂正させていただいた部分もございますが、現在のご提案内容は29ページの体系図でございます。

では、第4章のほうへ移らせていただきますが、ちょうど29ページが左のページになりますので、できればこれを広げた中で右側をご確認いただければ全体の様子がわかると思いますのでお願いいたします。

30ページに、第1節 健康づくり・生きがいくくり、これが基本施策でございます。目指す姿と掲げまして、その下に、現状と課題をまとめさせていただきました。これにつきましては、事業計画策定委員会におきまして、現状と課題につきましてはごらんいただいております文章かと思いますが、若干手直しさせていただいたところもございます。

例えば、健康づくりにつきましては、一番上の「○」でございますが、小井市民の皆さん方、非常に健康長寿だということで、多摩府中保健所管内の資料を見ましたところ、やはり65歳の健康寿命につきましてはトップでございます。そういったことを現状として掲げさせていただいております。

それから、31ページでございます。1、社会参加の促進とございますが、これは、29ページを見ていただきますと、施策が、健康づくり、生きがいくくりについては2つございまして、1が社会参加の促進となっております。これが31ページのところから始まるわけでございます。社会参加の促進につきましては、どういったことをやっているかという文章を入れさせていただいて、さらに、(1)高齢者の就労支援ということが次にございますが、これも29ページを見ていただきますと、施策の展開というのが一番上に書いてございますが、1が高齢者の就労支援、2が生涯学習・生涯スポーツの推進、3が交流の場の確保と促進ということで、施策の展開はこの3つになっておるということを体系の中でご理解いただいて、内容的には31ページのところで、各施策の展開の中に事業名を記しまして、内容はどういうことをやるかということ、それから、担当はどこかということをも明らかにしていく、こういった流れで全体をまとめさせていただいております。32ページは、交流の場の確保と促進ということですが、

それから、33ページでございますが、これは、基本施策1の2つ目の施策でございます。介護予防・健康づくりの推進ということでございます。介護予防・健康づくりの推進では、29ページの体系図を見ますと、高齢期の健康づくりと、介護予防の推進というのが2つの施策になっております。33ページに、(1) 高齢期の健康づくりという部分、34ページに、(2) 介護予防の推進ということで、各事業を上げ、その内容を記す、また、担当課を記させていただいているという展開です。

35ページになりますと、第2節、在宅生活の自立に向けた総合的支援ということで、これは、29ページですと、基本施策の2番目の1に当たります。目指す姿と、それから現状と課題というものを1ページに納めまして、36ページに、在宅生活の支援、それから、施策の展開としましては1から5があります。

ですので、小金井市さんのこの体系は、基本施策というのがあって、施策があって、施策の展開ということで3層構造になっているというようにご理解いただければと思います。

36ページが、在宅生活の支援、(1) 日常生活支援でございます。37ページが、(2) 高齢者の見守り支援でございます。38ページには見守りのイメージ図を掲げてございます。若干小さいわけでございますが、素案の形で編集をしていく中ではもう少し大きな図にしたいと思っております。39ページ、(3) でございますが、認知症高齢者対策の推進でございます。40ページでは、医療と福祉の連携でございます。40ページの下には、(5) 在宅介護者への支援の充実ということでございます。

41ページでございますが、これは施策の2です、高齢者の人権保護ということでございます。概要的な施策の展開では、(1) 権利擁護事業の推進。42ページに、(2) 高齢者虐待防止対策の推進でございます。

43ページ、これは3番目の施策でございます、地域ケア体制の充実でございます。大変失礼ですが、3行目に文字が抜けておりました、3行目の頭の、地域で高齢者を「見守ること」という文字が不足していました。

地域ケア体制の充実については、(1) サービス体制の充実。44ページに行きまして、(2) 地域包括支援センターの機能充実。(3)、44ページの下ですが、市民・福祉団体との連携でございます。

45ページに移りますと、4つ目の施策でございまして、住まいの計画的な整備でございます。(1)が住居の整備、(2)が居住環境の整備となっております。

46ページに移らせていただきますと、第3節、地域で支え合う仕組みづくりです。基本施策の3番目に当たります。目指す姿と現状と課題を46ページでござんいただければと思います。

47ページに移らせていただきます。施策の1ですが、福祉意識の醸成という事です。内容としましては、(1)啓発・広報活動の充実、(2)ボランティア活動の支援でございます。

48ページで、2番目の施策でございます。高齢者にやさしいまちづくりの推進でございます。(1)がバリアフリーのまちづくり、(2)が、48ページ下ですが、移動の支援となっております。

49ページ、ござんいただけますでしょうか。これは、地域で支え合う仕組みづくりの3番目の施策でございます。緊急時避難支援体制の確立でございます。(1)災害時の支援体制ということで、3つの事業が上がっております。

51ページ、第6章、計画の推進でございます。これは保健福祉計画並びに介護保険事業計画を推進するに当たっての体制、事業を掲げさせていただいております。その後ろに資料編がつきます。

第5章、介護保険事業計画は、したがいまして、第6章の前に入るわけでございますが、現在、約50ページでございまして、資料編等を入れて70ページぐらいになろうかなと思っております。

なお、このたびの小金井市さんのこの計画は、単独ではなくて、地域福祉計画、それから健康増進計画、障害者計画等と合冊した計画になっております。現在のところ、健康増進なり、それらも大体70ページぐらいのところかなということで、全体的には250ページ前後の計画書になろうかなと思っております。

以上、簡単ですがご説明させていただきました。

(介護福祉課長) 大変申しわけございません。前回皆様にこの資料をお送りした後で、委員の方から幾つかご指摘、ご意見をいただいております。また、こちらのほうでも幾つか気になる点がございましたので、そちらを直す予定があるということでご説明をさせていただきます。

まず29ページ、先ほどお話しさせていただいたとおり、体系の右側の上から4つ目、4番、介護保険事業計画、具体的な内容につきましては本日お示しできておりませんので、先ほど部長のごあいさつのときにもご説明したとおり、介護給付費の報酬等が決まり次第、数値等を入れて作成する予定でございます。

この体系図の4番の一番下の6、「第1号被保険者の介護保険料の見込みb」となっていますが、「b」はとっていただくようお願いいたします。

その隣、30ページの下から2つ目の「○」の文章です。この文章の最初の2つの文章ですが、ほかは「ですます」調ですが、ここだけ「である」、「といえる」という形になっていますので、下から2番目の「○」の1行目、「まだ参加者が十分とはいえない状況である」になっていますが、「まだ参加者が十分とはいえない状況です」をお願いします。また、2行目の最後のところも、「工夫が必要といえる」となっていますが、「工夫が必要といえます」とお直してください。

次が、32ページでございます。下から5番目の、老人クラブ（悠友クラブ）活動への助成のところの担当課名が「介護支援課」となっておりますが「介護福祉課」の誤りですので訂正をさせていただきます。

また、下から2番目、ひとりぐらし高齢者交流会ですが、事業内容のところ、その升の上から3行目のところに「延べ251人」と入っていますが、こちらにつきましては今後の計画を記載するもので、こちらに実績を、ほかの事業は入れておりません。「251人」はとっていただければと思います。また、その下の2行につきましても、現状達成しているということですので、こちらの削除をお願いいたします。こちらは社会福祉協議会の独自の事業という形になりますので、担当のところ、「介護福祉課」が入ってしまっていますが、こちらにつきましては削除をお願いいたします。担当は「社会福祉協議会」になります。

次に33ページです。2の（1）高齢期の健康づくりの欄で、説明文の2行目、「健診の活用や」とございますが、下の事業名では「健康診査」となっておりますので、そろえさせていただければと思います。「健診」を「健康診査」と直させていただきます。

次の34ページ、（2）介護予防の推進のところ、文章の始まりが、「高齢

者を対象にした健康診査及び」となっておりますが、こちらを「介護予防対象者の把握及び要介護・要支援になるおそれのある高齢者」という形で説明文を、直させていただく予定です。

同じく34ページが一番最後ですが、介護予防体操（小金井さくら体操）という形の事業名にさせていただいていますが、小金井さくら体操につきましては、皆さんにお配りした小金井市のしあわせプランの重点項目になっております。そちらがございますので、事業名の介護予防体操（小金井さくら体操）の後ろに「の普及促進」という文言をつけさせていただき、しあわせプランと整合性を図らせていただければと思います。

飛びまして、37ページ、お願いいたします。（2）の高齢者の見守り支援のところでございます。2行目、「町会活動等」というふうに書かせていただいたところですが、正式には「町会・自治会活動」という形で統一をしているということです、こちらは「・自治会」というものを「町会」の後ろにつけさせていただきます。

また、（2）の事業につきましては、幾つか今年度から社会福祉協議会に委託をしたものがございますので、そちらについては担当のところ、「介護福祉課」にあわせ「社会福祉協議会」の記載漏れがございました。大変申しわけございません。こちらのほうは全部で5カ所、後ほど入れさせていただきます。（2）のところ担当に社会福祉協議会の名称が入らないのは、38ページの上から2つ目の、高齢者地域福祉ネットワークで、介護福祉課のみが単独で担当になります。

また、先ほど説明の中にあつた、その下の見守りイメージ図のほうでございます。こちらは修正ということではなくて、説明の補足をさせていただきます。右上のところ、社会福祉協議会のところで、枠の中に高齢者見守り事業とあります。実は、小金井市で社会福祉協議会に委託をしている高齢者見守り事業としての契約の中に、そこに別々に書いてあります、ひと声訪問事業、また、友愛活動事業、高齢者緊急通報システム等、こういうものも含んでいるところですが、こちらの見守りイメージ図は、ネットワークを策定しているという部分をより強く出した図にしています。例えば、友愛活動であれば友愛活動員さん、ひと声訪問事業であれば、牛乳の販売店等と連携をとっているところを強調するために、地域で活動していただいている方、団

体のお名前を入れるような形で出しております。ちょっと予算の実態とは合わないところがありますけれども、わかりやすさを優先させていただいているということで、こういうようなご提案をさせていただきたいと思っております。

次の39ページにつきましては、委員の方からご指摘いただきました、(3)の認知症高齢者対策の推進のところ、説明文の一番下のところで、「関係各課と協議し、市民後見人の育成を検討します」となっております。ただ、一番下のところにある、成年後見制度の利用促進と事業の充実の事業内容の説明につきましては、「市民後見人の養成を図ります」としているところです。ですので、上の説明文と下の事業の内容が合っておりませんので、上の説明文のほうを、「市民後見人の育成を図ります」という文章に訂正をさせていただきます。

最後になります。一つの例として、45ページをごらんください。こちらの一番下に、家具転倒防止器具等取付の事業がございます。こちらにつきましては、都内の26市と、全国市長会の補助金があって、平成23年度まで10分の10の補助金を受けて、小金井市では地域安全課というところで、年齢要件なしという形で住民の方に家具転倒防止器具というものを、一定の上限はございますが、配布をしていたところです。また、高齢者、障がいのある方のみのご自宅には、取りつけも含めたサービスということになっておりましたが、市長会の補助は今年度までという形になっております。ですので、24年度からに向けて、ちょうど今、来年度以降の一般会計の予算要求をしているところで、介護福祉課では、この間の3月11日の地震災害等を受けまして、器具の取りつけの事業に関して、すべて終了という形にするのではなく、対象者を限定した形で予算要求を現状上げているところです。ただ、予算が確保できるかどうかにつきましてはまだ不明確ですので、記載内容につきましては、予算の確保の状況等を見ながら、多少変更させていただく部分もあることをご了解いただければと思います。

以上です。

(会長) 確認ですけど、今、ご訂正があったものをここで議論して、そして、これをパブリックコメントにかけるんでしたかね。

(介護福祉課長) はい。

(会長)そして、この場合、一応数値目標を出すところもありますけれども、これはこの次の段階、予算とか決算のところを出していくということになりますね。

それで、特に介護保険に関しては議会から保険料についても出すという議論ですか。

(介護福祉課長)それにつきましては、先ほど部長が説明したとおりに、国のほうが介護報酬のところは、実際には1月の中旬ぐらいまで延びる状況であるということは議会にも報告をしております。ただ、それにつきましても、やはり議会としても素案を見られるような段階になりましたら見て意見を上げたいと。実際の最終段階になる前に、後でご説明しますが、パブリックコメント等で市民の皆様の意見もいただきますし、あとは、今日こちらでいただいた意見等を含めて、直したものをパブリックコメントには出していきたいと考えているところですが、そのパブリックコメントの時点では、介護保険にかかわる計画の数値の部分についてはちょっと難しいと考えております。ただ、それについても、市民の方のご意見をお聞きする機会を設定するよう議会で指摘をされました。それについて何らかの方法がとれないか、早急に検討させていただきたいと考えております。

(会長)わかりました。

いかがでしょうか。

第3節の福祉意識の醸成というのは、一般的に使われていましたか。

(竹内委員)今の課長の答弁に関連質問ですが、そうすると、先ほどいただいたスケジュールでいくと、もうパブリックコメントの前は今日しかないわけですね。議会からそういう宿題が出て、ただいま検討中、どうするんですか。やるんならやる、できないならできない、はっきりしておかないと、我々も委員として責任がありますから、議会に対してどういう話をするんですか。

(福祉保健部長)今の竹内委員のご質問でございますけれども、先週の金曜日にその情報が入りましたものですから、ちょっと考える時間がなかったことはございますが、市民の皆様が一番関心のある保険料の問題でございますので、ホームページ等を使って、皆様にお知らせするというのを考えているところです。ただ、そのご意見の聴取をどのようにするかというところを

今検討しているところです。今日それを皆様にお示しするのは、まだ検討の時間が必要ですので、今日ここでこういう形で意見を聴取しますということは、申し訳ないんですが、お話しすることはできませんが、後日、決まり次第、委員の皆様にもお知らせしようと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(竹内委員) そうすると、パブリックコメントの時期というのはもう決まっているんですか。

(福祉保健部長) はい。

(介護福祉課長) そうでしたら、先に、今後のスケジュールにつきまして、簡単に説明させていただきます。

今日お配りしている介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会スケジュールをごらんください。今日が第7回、下から3段目になります。11月15日の会議が本日になります。あと、年度内に2回の策定委員会及び最終を全体会との合同という形で予定をしております。

パブリックコメントにつきましては、平成24年1月4日の水曜日から平成24年2月3日の金曜日を予定しているところです。また、この間に市民説明会を24年1月14日の土曜日及び同月の22日の日曜日、こちらは第二庁舎の8階の801会議室を予定しております。

ですので、先ほど少しお話しさせていただきましたが、パブリックコメントにつきましては、本日、皆様にお示ししている素案のほう、第5章の介護保険事業計画につきましては、詳細を載せることは間に合わない形になりますので、高齢者の計画のほうをパブリックコメントにかけるという形で予定をしているところです。

1月の中旬ごろまでに、国のほうの介護報酬にかかる部分が正式に決まるのではないかという都からの情報提供だったわけですが、もう少し早い時期に市民説明会等に間に合うようなことがございましたら、そちらのほうで情報提供をできればと考えるところです。

パブリックコメント、市民説明会につきましては、そのような日程となっておりますが、パブリックコメント中で市民説明会を2回終了した1月26日に次回の計画の策定委員会、第8回目を予定しているところです。ですので、こちらのところで介護保険に関する計画のお示しができればと思っております。

すし、当然、前の段階であらあらのもがお示しできるような時点になりましたら、そちらは事前に郵送等でお示しできればと考えているところです。

この1月26日については、介護保険計画、一番のメインとなります介護保険料の設定についてのご説明と、パブリックコメントにつきましては2月3日までの予定ですので、中間報告がもしできるようなことがあればご説明をさせていただきます。また、市民説明会等が出た意見を集約したものがお示しできるかと考えているところです。

(会長) いかがでしょうか。ちょっと行政も気の毒な気がします。

(竹内委員) 日程的に非常にきついと思うんですけども、パブリックコメントをやったときに、第5章はこれが出るんですね、中身がない、項目だけが出るということですよ。一般市民がどういうふうに思うか、ちょっとそこが心配ですけども、ここの委員会でそれがいいと言うのか、悪いと言うのか、協議になるんでしょうけれども、実務的に間に合わなければ、それは、どうなるんでしょうか。

(介護福祉課長) パブリックコメントについてですが、実際には、今の4期計画のときにもパブリックコメントにかけたのは高齢者の計画の部分だけだったということです。国のほうが、1月中旬までに出したいという方向を示しているというのは、実は、過去に一番遅かった介護報酬等の改定の提示時期というのが1月中旬ごろになったということで、遅くともそれまでには出したいという意向で都のほうに説明をしているという報告をいただいているところです。

(大鳥委員) 前回の策定委員会の際に配られた資料の中に、24年度から26年度までの中の計画表が配付されているんですよ。

(会長) 介護保険のですか。

(大鳥委員) 介護保険の。

(会長) 第5章のところですか。

(大鳥委員) 第5期にかかわる部分の計画一覧表が配られた。それは委員会では正式に説明を受けていない。でも、資料は配られた、A4、1枚。

(介護福祉課長) 前々回に介護保険料の試算資料として一度お出ししたものがございます。あちらにつきましては、その時点である程度わかっている内容での試算だったわけですが、現状、介護報酬に関しては、国の給付費分科

会のほうで、細かいところを現在も議論している段階です。そちらにつきましては、お示した内容以降、とてもさまざまなご提案、ご意見が出ているところで、前回、お示した金額についても、大分増減する可能性が高い状況がございまして、国のほうから1月の中旬にならないと正式なものを出せないというような話が来ているという状況でございます。

(会長) 確認なんですけれども、前は高齢者保健福祉総合事業計画のみをパブリックコメントにかけた。前々回はどうだったですかね。というのは、何かというと、数値を出さなくても基本的な考え方をパブリックコメントと求めるのは一般的な議論なので、介護保険事業計画が仮に入って、そういった数字は出ていなくても、考え方の意見を聞くと。細目については、計算上、こちらに任せていただくとか、政治判断で保険料が決まるならば、それはそれで別途取り組んでいただくということもあり得るわけなんですよ。

ですから、急に金曜日にそういう議論が出たということもあるし、これについてはちょっとこちらに任せていただくしかないかもしれません。行政との関係もあるから。ですから、高齢者保健福祉総合事業計画だけ出すということをするか、さもないと介護保険のこの部分を出すか、そこら辺を議会で議決したんですかね。

(竹内委員) 確かに委員長おっしゃるとおり難しいと思うんです。それで、議会で仮にそういうご意見が出たとしても、今の段階では大変難しいからパブリックコメントの中では通知等の関係で出せませんと言ってあるんならそれでいいんですよ。そうじゃないようにさっき聞こえたものですから。

(福祉保健部長) パブリックコメントについては、それを載せた形でお出しするんですが、実際にわかるのが1月の中旬ぐらいということですので、ご了解は得ているというふうに私は認識しているんですね。

一緒にお話ししますと、先ほど市長選挙のお話を差し上げました。12月18日が市長選ということですので、それ以降に市長が決まるとしまして、政策的判断が必要な、この介護保険料の額であるとか、あとは保険料の段階ですね、そういったものを多段階にするのかどうかということを含め、政策的判断が必要になってきますので、市長が替わってすぐに政策的判断を求められるような準備だけはしておいて、要するに、判断材料だけを整えておいて、すぐに判断していただけるような準備はこれから進めていくところですが、

竹内委員のご質問にあった議会への答弁につきましては、パブリックコメントの中には介護保険料の改正の内容については載せられないということをご説明をし、ご了解を得ているというふうに理解しております。

(竹内委員) わかりました。

そうすると、第5章は、パブリックコメントの対象から除くということですか、市の考えは。それでいいかどうかということですね。

(福祉保健部長) お願いいたします。

(会長) いかがですか。

でも、それに合わせて、若干必要ならば回数を増やしていきたいと、チェックするという形、確認するということになるかということで補うしかないでしょうね。

保険料の減免についても、もうそろそろ、いろんなところ、出そろってきて、あることはある、ボトムがある、額が違うとか、いろんなことが出てきていますが、これは伝統的に、もう積み重ねがあると。ただ、そこら辺の判断が必要だということはそのとおりだと思います。そういう意味で、高齢者保健福祉総合事業計画のみを出すと。そして、その部分に関しては追ってまた介護保険事業の政治的な判断といいますか、行政、議会との折衝の中で明らかかなことはこの委員会で議論するというに落ちつくのではないかと思います。よろしいでしょうか。

こういうことを前提に、少なくとも、この5期に関してのご意見をお伺いしたいと思います。さっきの、醸成と書いてあるけれども、一般的なんですか、福祉意識の醸成。何かもうあまり使っていないかもしれないけれども、政策として出ているんですか。ちょっとこれ、地域福祉計画との整合性をとっていただかなくちゃいけないのと、あとかなり高齢者の部分は、インフォーマルケアとか、地域福祉とか、それぞれ横断的な議論がありますので、きちんとそれを調整していただくことが必要になります。それは、今後の推進体制、庁内の調整機能、これをどう果たすかということが重要になってきています。

実は、昨日、神奈川県の高齢者福祉計画の議論があって、まちづくりとして随分入れてあるんです。そうしないと、地域が固まらないということで、じゃ、それをどう推進するかが課題になっていきます。まちづくりの視点は、

高齢者にとって不可欠ですから、いわゆる限界集落をつくってはいけないので、他の計画との整合性を取ります。

障がい者関係におきまして、高齢者と密接に結びつきますから、そこをどう調整するか、きちんと調整を取らないと、これだけ浮いてしまうことになるので気をつけなければなりません。

あと、いかがですか。

(大鳥委員) この構成なんですけれども、4ページのところに、国及び都の取り組みという形が出ているんですけれども、これは動向というとらえ方にしていたほうがいいのではないかと。介護保険に関する動向がかなりマスコミなんかにも報道されていて、例えば、利用料金を、今、1割負担を2割にするとか、それからケアプランの策定について有料化するとか、動向がいろいろ出ているんですよね。そういう面は関係なく国の取り組みと都の取り組みだけに絞っちゃうのか。

それから、文言が気になるのは、介護予防が給付費全体を抑えるまでに至っていないという、こういう確定した書き方がいいのかどうか、介護予防を受けている人は、給付費を抑えるために介護予防が存在するみたいなとらえ方になっちゃうので、それはちょっとまずいと思うんですよ。

(会長) 1番の、最初のお話については、国の動向が今盛んに議論されています。決定ではないので、そこはこれで如何でしょうか。

(大鳥委員) だから、動向です。

(会長) 動向というか、審議の動向なので、審議の動向をここに入れるのはちょっと難しいかと思います。ただ、それをにらんで、決まったら即入れていかなくちやいけませんけれども、不確定なところを入れると混乱する。

そして、予防の効果も給付費全体を抑えるまでには至っていないということの、これは、多分文言のことなんですけれども、予防というのは、基本的には、直接的だと給付費を減らさないといけないし、要するに、健康な人を増やすことによって給付費を減らすということだけが目的ではないということなどをどこかに入れていただくといいという議論だけれども、国の取り組みで、多分、18年度導入した、介護予防の効果も給付費全体を抑えるまでには至っていないというのは国の公式発表じゃないのかな、と思います。ちょっとご検討ください。

(介護福祉課長) 間接的に給付費が抑えられるのかもしれないけれども、求められているところは介護予防の効果を上げて、元気で長く地域で生活していただくということになるかと思うので、直せるかどうか検討させてください。

(会長) これは、後の、違うところで明確にすればいい。国の取り組みはこういう方法でいっているんだから、今、大鳥さんがおっしゃったことはどこかにきちんと明記して、そもそも介護予防というのは何なのかと、第1、第2、第3の予防があったと、いわゆる生活の質を議論するんですよね。今、介護予防を議論していますが、本来の意味は、寝たきりにしないとか、虚弱だとか、そういう議論も本来は入ってくるわけですね。その考え方をどこかに入れていけばいいのではないのでしょうか。虚弱だったら要介護にしないとか、それも第2次予防でそもそも打ち出していたと思います。

あとはどうですか。

(畠山委員) 31ページの、社会参加の促進とあるんですけども、この中の1の(1)高齢者の就労支援、関係機関と連携し、就労を望む高齢者の適性と能力に応じた就労の場を図りますとありますけれども、実際、高齢者のうちの5%がシルバー人材センターに登録していますけれども、ここに、シルバー人材センターを補助することによりと書いてあるんですけども、シルバー人材センターに対して介護福祉課がどういう具体的な補助をしているのか、また、シルバー人材センターの内容を理解してこういう文章にしているのかということが、ちょっと疑問なんですけれども、私の聞いている範囲では、シルバー人材センターでは市が委託している駐輪場の仕事がもう機械化によって全部なくなってしまったと、今まで3割を占めていた仕事がなくなっていると。実際の仕事はどんどん減ってきていると。この中に、事業の拡充を支援し、仕事の発注を拡大するとあるんですけども、具体的にこういうことはシルバー人材センターに介護福祉課のほうからきちんと言っていないと、書いたとおりにいって、実際に仕事をしたいと言った人が行ったとしても仕事はないと。

現に、私の後輩も団塊の世代で、あそこに行くんですけども、紹介をするんですけども、ほとんどの人が嫌だと、行きたくないということで、それ以前に、たしか60代の方がほとんどシルバー人材センターに入っていかな

いと。これは、ここで能力や知識を生かした仕事ができるのと、そういうことを本当にやろうとしているのということがちょっと見えてこないと思う。

私は、介護福祉課では、いわゆる見守りとかそういう仕事もあるんですけども、福祉に関する仕事もどんどんシルバー人材センターに提供していくとか、やってくれとか、そういうことをこういうふうに書いていって、働く場を増やしていくということが大事だと思っております。

もう一点は、この中に、活動拠点の整備とありますけれども、シルバー人材センターの建物は、おいでになった方はわかると思えますけれども、ぼろぼろの建物で、とてもここで頑張ろうという気にはなれないという人の意見が圧倒的に多いです。実際、シルバー人材センターでは、予算としては移転費もとっているんですけども、その気配も見られないということで、夢と希望のあるシルバー人材センターにするには、ただこういうふうに事業内容を記すだけじゃなくて、やはり介護福祉課のほうから人材センターのほうにいろんなアプローチをかけて、もっと改善してくれと、改革してくれというようなことが必要じゃないかなと私は思います。

ちなみに、国分寺のシルバー人材センターの会費は1,000円で、小金井市は2,000円と、会費も高いんですね。いろんな面でそういうことをやはりきちんと整理していかないと、ただ事業内容をがんがんと並べるだけでは、なかなか働く意欲のある人がシルバー人材センターに入会しないというのが現状じゃないかというふうに思います。

(会長) これは要望として受け取って、そして、それをどう文案するかは事務局で、それぞれ部局との調整があるでしょう。要するに、職場改革をしてほしいという意見が出たと、それに対してはどのように議論を展開できるか、今この場では調整が必要だからできない。その趣旨を理解して、この文言に反映できるようにしてほしいということです。よろしいですか。

建物はどうかというのはちょっと微妙ですけども、少なくとも場所の開拓というのは必要だし、環境整備というのも必要なので、こう謳う限り明確にしてほしいということでした。よろしいですね。

どんな書き方をするかは、担当の事務局が打ち合せをして書くということになります。

いかがでしょうか。

(恩田委員) 計画に載るものではないような気もするんですけども、どこかでぜひ示してもらいたいということが1点ありまして、福祉マップには載っているのかもしれないんですけども、小金井市内の公衆電話の位置をぜひ何かで載せてほしいと思っています。というのも、3月11日の地震以降、他市では一般市民に向けて公衆電話の位置を全部マップでつくっているところがあります。3月11日に、皆さん、やっぱり携帯電話が繋がらなくて公衆電話を探すというのがすごく多くて、でも、1カ所の駅前の公衆電話に集中してしまって、ほかはどこにあるかわからなくて混乱したということがありますので、防災になるのか、福祉計画になるのか、どこになるかわからないんですけども、より一般市民の多くの方がわかるように示していただければと思います。

(会長) それは、防災の担当に回したらいい。連絡網が切れちゃうから、携帯切れちゃうし、メールも使えなかったですね。博多の地震のときにはメールは使えたんですよ。それで僕は連絡をとれたんですけども、それも使えなくて困るでしょう。最近あったのは、衛星回線を使おうという方法も出てきているし、市はそういう準備をたしかしていると思う。それで、一方、ここに配置されているものを理解する必要があるということで、要望が出たということをつないだらいかでしょうか。

(福祉保健部長) 地域防災計画の範疇になりますので、今の要望をお伝えするという形にしたいと思います。

(富阪委員) 44ページの地域の見守り活動の推進の中に、市と、地域包括支援センターはの次に、民生委員さんとか、町会とか、自治会とかという話が出てくるんですが、先ほど委員長がおっしゃったように、地域の中でも、民生委員さんは民生委員さん、町内会は町内会、防災会は防災会と、ほぼ独立して横断的な連絡というのは全くないですね。だけどそれを頼って高齢者だとか身体障がい者をカバーしていこうというのは、ちょっと市役所の部長さんにお伺いしたいのは、この間、市報を見ましたら、地域でいろんな活動をしている団体の方は登録をしてくださいという記事が出ていたんですね。それは、例えば、この近所にもありますけど、障がい者で介護している人の悩みがあったら相談しましょうというグループもありますね。認知症の人を介護していて悩みのある方はお話し合いをしましょうという、いろんな会が小

金井の中にはたくさんあるんですね。そういう団体が登録されたら、福祉部長さんも情報がとれるのかどうか、それから、その地域にはこういうものがあるなというふうに、それを福祉で使われるのか、それとも登録してくださいというのが福祉じゃなかったんですね、市報に出ているのは。ですから、どういう人に向けて市役所がああいう広報を出されたのかなと思うんですが。

(福祉保健部長) ここの窓口には市報がありますので、今取りに行っています。申しわけありませんが、それを見ないとわからないので、ちょっとお時間いただけますか。

(会長) あと、いかがでしょうか。

あと、見守り支援とかは、実は認知症の方、見守りの関係とか、いろんな形に関係してくるんですね。ですから、それを少し、ここでやるのか、もしくは推進体制の議論をするのか、違う部署、地域福祉の関係での取りまとめをするのか、いずれにしましても、いろんな担い手が出てきているから、それぞればらばらになっているということは、今おっしゃったようなことに関わってくるので、一度、それが地域のケア、人材としてどうつなげていくのか、また、ファシリテーターの議論もあるでしょうし、そういうところを少し、どこかのところできちんと調整をして、先ほど申し上げたのは、横断的な議論もありますよと申し上げたんで、そこだけに関係するんじゃないくて、調整を、コンサルもかかわっているなら、その部分をやっていただいて、あと、認知症サポーターの議論もある、いろんなところがあると思います。

いいですか、準備は。

(福祉保健部長) すみません。ありがとうございます。

先ほどの市報のお話でございます。11月15日号の市報に載っておりましたが、発信をしておりますのは、この会場の隣にありますコミュニティ文化課というところでございます。それで、市民活動団体等リスト作成にご協力をということだと思います。今、どこの自治体もそうなんですが、市民協働、公民連携ということで、その2つを重点目標にして、市民の方々と力を合わせてより良い市政を作って行こうという目的があるわけですね。どのような市民の方々の団体があって、どういう活動をしているかということ、登録していただいて、市が知ることによって、さまざまなイベントであるとか、施策を行う中で、市のほうから情報発信していくということのために登録を

していただくわけですが、私も登録リストを持っておりませんので、必要があるときにコミュニティ文化課のほうに情報をもらい、例えば、福祉の発信であるとか、そういったものにも使ったりとか、あと、先ほど、見守りの関係であるとか、そういったことにも有効活用ができるのかもしれませんが、中身を私のほうで見ておりませんし、全庁的にその団体のリストを共有しているということでもないですので、今のところでは、福祉のほうで、それを活用できますということは、ちょっとお答えすることができません。申し訳ないです。

(富阪委員) 私が申し上げたのは、私も障がい者なものですから、民生委員さんが訪ねてきて、お宅はどうですかと、いろんな情報を持って帰られた。しばらくしたら、地域の防災会の人に来て、地震があったらどこどこ中学校まで逃げてください。そんなこと言ったって、私は500メートルも歩いていられないよというような話で、民生委員さんにはこういうふうに話した、こちらにはこう、消防署の方が見えたというようなことで、ばらばらな情報がいっぱい来るんですけども、最終的に3.11の様な大震災がきたら、私はどうしたらいいんだろうというような、非常に素朴な疑問を持ちました。

それが1つと、もう一つ、竹内さんのところの福祉会館から、おじいちゃん、おばあちゃんがみんな集まってお料理教室だとか何とか教室っていっぱいやって、みんな生きがいを感じている人、団体がいっぱいあるんですね。老人福祉のそういうところに、もう少し福祉のほうで関与してもらって、情報をとるだけとって、そういう人たちが集まって話し合いができるような、横断的なことを市役所でやっていただけないかなと思う。みんな個々にはものすごくやっています。小金井市はすばらしいいろんな団体がありますね。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

その部分は、市と、また社協とか、幾つか協働してできることだし、NPO担当も含めて、あと、生涯学習も多分それに関わってきますから、そこで合わせたいいわゆる生きがい対策ということになるんだと思います。

よろしいでしょうか。

では、その他についてお願いします。

(介護福祉課長) 次回は、1月26日の木曜日、こちらにつきましては、計画

の策定委員会の第8回目となりますので、策定委員の方々のご出席をよろしくお願いいたします。また、日にちは決まっておりますが、今日お示ししたスケジュールの一番最後でございます、今の時点で最終の計画策定委員会の第9回目と、全体会の3回目を統合して2月中に実施をしたいと考えているところです。こちらにつきましては、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画、今回につきましては、総合事業計画の中の一部という形ですので、その完成系のほうをこちらのほうでお示しできれば、そちらのほう、皆様にご了解いただくという形になればと思っております。日づけにつきましては、決まり次第、ご連絡をさせていただきたいと考えているところです。よろしくお願いいたします。

あと、もう一点、先ほど、代表する委員の方の机のほうには配付をさせていただいているところですが、11月24日木曜日、午前中、10時からになります。場所は隣の市民会館、萌え木ホール、A会議室になりますが、小金井市介護保険運営協議会の地域包括支援センターの運営に関する専門委員会を開催いたしますので、こちらのほうの該当する委員の方はご出席をよろしくお願いいたします。

(会長) よろしいでしょうか。

(介護福祉課長) もう一点、第8回目の1月26日の会議につきましては、仮開催通知のほうは省略をさせていただき、1週間程度前に資料と正式な通知をお送りするような形を予定しております。

(会長) いいですね。

(介護保険係主任) 先ほどの畠山委員からのご質問でお時間いただきましてありがとうございます。

今、手持ちの資料を調べたんですが、23年3月時点のデータは手持ちがなくて、あくまでも参考程度になってしまうんですが、23年4月の介護保険事業状況報告というものの中から、サービスを使った人数が掲載されておりましたので、ちょっとお示しさせていただきます。

居宅介護サービスを使った方が2,405人、地域密着型サービスを使った方が198人、施設サービスを使った方が562人の合計3,165人です。先ほどの認定者、ちょっと時点が1カ月ずれるので、本当に参考程度にしかならないんですが、約8割程度の方がサービスを使っているという状況です。

もう一つのご質問、第2号被保険者数ですが、これも申しわけありません。23年6月1日時点の人数しかないんですが、3万9,681人です。もし必要であれば、次回、23年3月時点の数字をお示しさせていただければと思います。

以上です。

(島山委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいですか。

では、部長、最後、お願いします。

(福祉保健部長) 本日はいろいろなご意見をいただきましてありがとうございます。冒頭でお話ししましたように、国のほうから内容が示されない中で、皆様にはご迷惑をおかけいたしますけれども、ご理解をいただきたいと思えます。

今後、スケジュールでお示ししましたように、短い期間にまたいらしていただくような形になりますけれども、そこもぜひご協力を賜りたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

(会長) では、これにて終了します。どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時00分